

医療・福祉施設等物価高騰対策支援金支給要綱

（趣旨）

第1条 急激な円安の進行や食材料費・エネルギー価格等の高騰等により厳しい環境が続く事業者等への支援として、医療施設等、高齢者施設等、障がい者施設等、保護施設、一般公衆浴場（以下「医療・福祉施設等」という。）を対象に医療・福祉施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を支給することとし、支援金の支給に関しては、この要綱に定めるところによる。

（支給対象医療・福祉施設等）

第2条 支給対象は次の各号のいずれにも該当する医療・福祉施設等とする。

（1）所在地が青森県内にある別表の「区分」欄に掲げる医療・福祉施設等

（2）令和7年度中に事業を実施している医療・福祉施設等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が設置する医療・福祉施設等は、支給の対象外とする。

（1）国又は地方公共団体

（2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

（3）県税等県の債権に未納がある者

（4）令和7年度分として、青森県が実施する他の物価高騰対策支援事業により、同一の医療・福祉施設等に係る光熱費又は食材料費の支援を受けた者又は支援を受ける予定の者

（5）前各号に掲げるもののほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が認めたもの

（支給額）

第3条 支援金の支給額は、別表の「支給金額（1医療・福祉施設等当たり）」欄の区分に応じた額とする。

（支給回数）

第4条 支援金の支給は、1医療・福祉施設等につき1回限りとする。

（申請）

第5条 支援金の支給を受けようとする者は、次の各号のいずれかの方法により、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（1）医療・福祉施設等物価高騰対策支援金申請書（様式第1号）に関係書類を添えて提出する方法

（2）申請用ウェブサイトの専用フォームに必要事項を入力し、関係書類を添付する方法

（不支給決定）

第6条 知事は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、支給しないことを決定したときは医療・福祉施設等物価高騰対策支援金不支給決定通知書（様式

第2号)により、申請をした者に通知する。

(支援金の返還)

第7条 知事は、支援金支給後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、期限を定めてその返還を請求するものとする。

(関係書類の保管)

第8条 支援金の支給を受けた者は、申請に係る証拠書類を整理し、支援金の支給年度の翌年から起算して5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年11月26日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

区分			支給金額 (1 医療・福祉施設等当たり)
医療施設	病院、有床診療所		施設当たり30,000円＋ 2,800円×病床数
	無床診療所、歯科診療所		施設当たり14,000円
	薬局、助産所、施術所		施設当たり7,000円
高齢者施設等	入所系	短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム	5,700円×定員
		住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅	3,800円×定員
	通所系	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	2,100円×定員
	訪問系	訪問介護事業所、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、福祉用具貸与	施設当たり11,000円
障がい者施設等	入所系	障害者支援施設、共同生活援助、障害児入所施設、短期入所	5,700円×定員
	通所系	療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、児童発達支援（センター）、放課後等デイサービス	2,100円×定員
	訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援	施設当たり11,000円
保護施設	入所系	救護施設	5,500円×定員
一般公衆浴場			施設当たり55,000円